

(重要：至急) 詐欺的投資勧誘に注意をしてください

最近、学生の間で、海外の不動産に投資すると仮想通貨で配当がなされ、多くの人を加入させ、多額の出資をさせるほど高い報酬がもらえるといった取引の勧誘が行われており、実際に数十万円単位で出資している者もいるとの情報が入っています。こうした取引の全てが詐欺的投資勧誘であると即座に断じることはできませんが、投資勧誘を受けた場合には必ず契約前に以下のサイト(1)の10の項目を確認するとともに、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。

また、たとえ合法的であったとしても、投資には必ずリスクが伴います(「必ず儲かる」、「元金保証」、「投資家の紹介で多額の報酬」といった言葉があればまず詐欺を疑ってください)。消費者金融等から借金をして自分の所得水準を超えた投資を行うことは厳に慎んでください。

(詐欺的投資を見分ける際に役立つサイト)

(1)enjin「投資詐欺の見分け方が一目で分かる！契約前に確認すべき10のリスト(集団訴訟と弁護士を繋ぐ集団訴訟プラットフォーム)

<https://enjin-classaction.com/column/detail/?columnId=415>

(2)国税庁「法人番号公表サイト」(会社名の入力で法人番号を検索でき、会社が実在するか否かの確認ができます)

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(3)金融庁「免許・許可・登録を受けている業者一覧」(金融商品取引業者の登録を受けた業者についての確認ができます)

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html#kinyushohin>

(4)金融庁「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」(金融庁が警告を発した業者名の確認ができます)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>

(5)金融庁「仮想通貨の利用者のみなさまへ」(仮想通貨交換業者に係る情報や利用者の方向けの注意喚起等の情報についての確認ができます)

https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html

(6)国民生活センター「詐欺的な投資勧誘トラブルについて」

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/toushi.html

(必ずやっておくべきこと)

(1)パンフレット、ウェブサイト、メールのやりとりは全てコピーをとっておく

(2)通話、会話の内容を録音しておく

(3)投資詐欺に関する以下の各種相談窓口のいずれかに相談しておく

・国民生活センター消費者ホットライン 長崎市：月曜日を除く 10:00～17:00 電話番号:188 (イ・ヤ・ヤ)

・金融サービス利用者相談室 (受付時間:平日 10:00～17:00) 事前相談：0570-016-812 (IP 電話：03-5251-6812)

被害にあった場合:0570-016-811(IP 電話:03-5251-6811) ウェブ相談 24 時間受付
<https://www.fsa.go.jp/opinion/>

何らかの怪しげな勧誘にあった場合やトラブルに巻き込まれてしまった場合は、すぐに上記相談窓口にご相談するとともに「学生何でも相談室」(下記 QR コード)に連絡してください。

